

## 論 文

## 中世ジェノヴァ植民活動の特質

—マオーナ・ディ・キオの事例によせて—

永 沼 博 道

中世末から近代初頭におけるヨーロッパ世界の拡大は、その性格においても歴史的に極めてユニークなものである。歴史上の諸帝国は、本国と領土的につながる境界内に支配領域を取り込もうとしたのに対し、この時代のヨーロッパ諸国は、本国から遠く離れた土地に植民地を建設しようとした。

ヨーロッパという空間をこえた植民活動は、まずイベリア半島の人々による大西洋への進出という形をとって進行する。西アフリカ沿岸を南下し、同時にその沖合いの諸島、カナリア諸島、マデイラ群島へ進出する。このイベリア半島人の活動は、その多くを外国人特にイタリア人でもジェノヴァ人に負っていた<sup>1)</sup>。かれらは、ジェノヴァ人から植民と交易の経験を資本とともに取り入れた。もちろん、大西洋における植民は中世イタリアの植民活動の単なるコピーではない。それではどの程度、近代の植民は中世の植民と連続性を有しているのだろうか。イベリア半島の国家によって主導された大西洋への進出についてイタリア人、とりわけジェノヴァ人の関与はいかなるものであったのか。中世の東地中海地方での植民の経験との関連はどのようなものであったろうか。さらに16世紀末以降、ヨーロッパ人の植民活動をリードした北西ヨーロッパ諸国の植民事業への影響はどのようなものであったろうか。

この時期の植民活動について幾多の業績を残している Verlinden は、大西洋

1) この問題に関しては、拙稿「地中海から大西洋へ：ジェノヴァ人のイベリア半島植民」『関西大学商学論集』第34巻第5号、1989年。

への初期の植民活動が多くはカンパニーによって組織され、しばしば王室独占の典型とみなされてきたポルトガルの植民事業も、その初期段階をとってみるとイタリア人が関与したカンパニーによって遂行されたことをもって、地中海でのイタリア人の植民活動からの影響が大であったと主張する<sup>2)</sup>。さらに彼は、16, 17世紀の北西ヨーロッパ諸国における特権カンパニーと中世地中海におけるカンパニーの類似性を強調する。本国政府から特許状を得て、統治上の自治権を有したカンパニーによる植民の例として、ジェノヴァのマオーナ (maona, mahona)、イギリスのヴァージニア・カンパニー、マサチューセッツ・カンパニー、フランスとオランダの東インド会社、西インド会社を挙げる。国家が負った負債とマオーナの関係に類似した関係を、ミシシッピー・カンパニー、サウス・シー・カンパニーの例に見ている。また、初期のイギリス特許カンパニーにおいてイタリア人の果たした役割を強調する。例えば、「マスコヴィ (muscovy)・カンパニーの主たる推進者」であったセバスチャン・ガボット (Sebastian Gabott) はジェノヴァ人である。マスコヴィ・カンパニーはジョイント・ストック・カンパニーであって、これは当時北西ヨーロッパには知られていないものであった。13世紀以来海外貿易に携わる一族であったパッラヴィチーノ (Pallavicino) は、ヴァージニア・カンパニーの最も重要な株主の一人であったと述べている<sup>3)</sup>。Mantran もまた、ヨーロッパにおけるカンパニーの地中海起源を主張することによってイタリア人の強い影響を示唆している<sup>4)</sup>。

地中海での経験を重視する見方に対し、Steensgaard は、北西ヨーロッパのカンパニーは地中海の伝統を受け継いだものではなく、その当時の政治的・経済的条件によって独自に生み出されたものであることを強調する。「カンパ

2) Ch. Verlinden, (tr. Y. Freccero), *The Beginnings of modern colonization*, Ithaca, 1970, pp. 3-32.

3) *Ibid.*, pp. 8-9.

4) R. Mantran, "Les origines des companies," *Sociétés et compagnies de commerce en Orient et dans l'Océan Indien* (Actes de huitième colloque international d'histoire maritime 1966), pp. 397-413.

ニーは、政治権力と市場を追求する企業心の唯一無二の出会いから生まれた。それは数世代にわたる経験からではなく、ダイナミックな即興と実験から生まれた」ものであって、「ジェノヴァのコンペレ (compere) もマオーナも後の発展にとって永続的な影響は残さなかった。イタリア人とりわけジェノヴァ人の参加にも関わらず、16世紀におけるイベリアの拡大の方向は、マオーナやコンペレの示す方向には従っていなかった。政府の行動は、半封建的、官僚的制度を通して行われていたし、企業活動は伝統的形態すなわち個人か、特権を持たないパートナーシップか、国家の直接関与によって行われた」と述べ、マオーナの先駆者としての存在は認めながらも後世への影響については否定的である<sup>5)</sup>。

Klein もまた、「地中海世界が、貿易会社とカンパニーシステムの制度的、法的発展に重要な意義を持っていることは否定できない。しかし、16世紀以降の大規模なジョイント・ストック・カンパニーは、北西ヨーロッパに特有の現象である。そこには、建設途上の国民国家、資金不足の商人の存在があった。それに対し地中海世界では、商人は種々のビジネスのひとつとして海上交易を行っており、そのことによって危険を分散していた。またいくつかのパートナーシップに分属すること、保険の利用、船荷をいくつかの船に分載することによって危険を分散させるすべを知っていた」と主張し、16、17世紀のイギリスとオランダの大カンパニーが地中海のカンパニーから受けた影響に大きな限界があることを強調している<sup>6)</sup>。

この場合のカンパニーはもちろん、主権者から受けた特許状に基づいて未知の市場を開拓あるいは新しい土地に植民地を建設したあの特権カンパニーを指す。そこでは政治権力が、その主権のいくつかを共同企業たるカンパニーに委

5) N. Steensgaard, "The Companies as a Specific Institution in the History of European Expansion," L. Blussé & F. Gastra (eds.), *Companies and Trade*, Leiden, 1981, p. 248.

6) P. W. Klein, "The Origins of Trading Companies," L. Blussé & F. Gastra (eds.), *Companies and Trade*, Leiden, 1981, p. 17-19.

託する。一方、参加する商人から見ると、カンパニーに参加することは所有権の一部をカンパニーに委託することになる。こうした共同企業の権利と義務とは公けの法、例えば特許状において明記される。

それでは、その影響力の評価について相違があるにしても、植民カンパニーの原型として常に言及されるマオーナとは、どのような組織であったのであろうか。それは、真の意味で北西ヨーロッパのカンパニーの先駆者といえるのであろうか。ジェノヴァ人が深く関与したイベリア半島諸国の植民活動にその経験はどの程度生かされていたのであろうか。そこでマオーナのような組織が採用されなかったとしたら、そのいかなる理由によるものであろうか。それにはまず、ジェノヴァの植民活動の全体図と、そこではたしたマオーナの役割についての理解が肝要である。

### マオーナ誕生の背景

ジェノヴァ共和国は、その歴史の始めから絶え間のない政治的内紛、そこから引き起こされる政府歳入の不安定に悩まされていた。政治的にはヴェネツィアを除いて他の北イタリア諸都市に共通するギベリーニ(皇帝派)とグェルフィ(教皇派)の対立に加え、周辺領域に領地を有する封建貴族と都市の貴族の対立、貴族と有力な平民(*popolari*)との対立が複雑に絡み合っていた。有力封建領主が都市に持ち込んだ領主的行動様式は、アルベルゴ(*albergo*)と呼ばれる独特の門閥集団を生みだし、この抗争にいつそう拍車をかける<sup>7)</sup>。

このような政治的状況のもとでは、遠方の海外居留地を建設あるいは防衛することも、海外において自国民の利益を保護することもできなかった。国家がその役割を十分に果たせないとすると、それは家族の役割となる。元来、地中海地方では国民的連帯よりも家族間の結びつきが勝っており、多くの企業活動は家族の基礎の上になっただけで行われていた。しかし、軍事的遠征に必要な戦闘艦

7) アルベルゴに関しては、拙稿「中世末期ジェノヴァにおける『アルベルゴ』の生成」『関西大学商学論集』第32巻第3・4・5号、1986年。

や武器の調達のためには、当然血族関係の枠をこえ、共通の利害のもとに結集した組合の結成が不可避となる<sup>8)</sup>。マオーナは、このジェノヴァ共和国政府の統治機能の欠陥をカバーするものとして出現したものである。

マオーナは、アラビア語の援助、補助を意味する言葉に由来する。マオーナは国家の指導によらず、あくまで個人の発意に基づいて結成される私的団体である。その組織は参加者相互の契約に基づく。参加者間での利益分配システムが確立している。ジェノヴァ植民活動の拡大は、こうした私的結社によって遂行され、その目的のために使用された資本はその植民地からの収入によって賄われるシステムを生み出した。その団体がマオーナと呼ばれるようになった。マオーナは、本来の経済的目的だけでなく、場合によっては軍事的役割を果たし、必要な場合には、国家レベルにおける外交関係維持の役割をも引き受けた。

ジェノヴァの歴史のなかで結成されたいくつかのマオーナは国家機構にたいして一定の独立性を有し、しばしば母国の政策と対立していた。それぞれのマオーナは、固有の利害のもとにあり、自立性が強く、自己利益のために行動した。このようなマオーナのなかでその活動が最もめざましく、歴史的にも最も知られているのは、マオーナ・ディ・キオ (Maona di Chio) である。これは遠征に参加した船舶の所有者を糾合した一種の組合であり、参加者には征服した領土からの収益の分け前が確保され、そのことが国家によって公認された<sup>9)</sup>。こうした特徴を持つマオーナが生まれてくるのには、どのような政治的・社会的・経済的条件が作用したのであろうか。

マオーナ・ディ・キオは、ジェノヴァにおいて私的集団により設立された唯一のマオーナでもなければ、最初のものであったわけでもない。大規模な軍事

8) M. Balard, *Avan-propos de Etat et colonisation au Moyen Age et à la Renaissance* Lyon, 1989, (以下 M. Balard [1] と記す), p. 20.

9) G. Pistarino, "Reflets du <Commonwealth> génois sur les institutions de la mère patrie," *Etat et colonisation au Moyen Age et à la Renaissance*, Lyon, 1989, p. 81.

行動がしばしば国家の援助無しに私人の集団によって遂行された。1234年のセウタ政略のために結成されたマオーナがその例である。黒海北岸地方に対するジェノヴァ人の植民活動の初期段階についてはほとんど知られていないが、Balard はドナウの分流のひとつに位置する Licostomo での植民についてマオーナの存在を確かなものであるとみている<sup>10)</sup>。コルシカ島の反乱に対処するためにレオナルド・ロメリーニ (Leonardo Lomellini) が結成されたコルシカ・マオーナは、共和国政府の無力と私的結社への公権力の委譲の典型的な例である<sup>11)</sup>。

キプロス島については、ヴェネツィアとの主導権争いから生じた流血を契機として、1373年ジェノヴァ共和国とマオーナに集合した私人によって艦隊が派遣された。キプロス王との条約のなかでジェノヴァを代表する当事者としてマオーナが登場している。遠征に参加した船の持ち主と出資者たちによって組織されたマオーナ・ディ・チプリ (Maona di Cipri) が、一貫してファマグースタの統治にあたった。初期に存在したキプロス局 (Officium Cipri) を除いてジェノヴァ共和国は、キプロス支配のための特別な機関を持たなかった。ここでは、マオーナが事実上ジェノヴァを代表していた。

### ジェノヴァ海上交易の要、キオス島

香料の交易ルートの中地中海への出口である地中海東南地域の諸港をヴェネツィアに抑えられたジェノヴァ人の関心は、13世紀後半から14世紀を経過するなかで、しだいに地中海北東地域の特産品に向けられるようになった。たとえば、キオス島産の乳香、フォーケア産の明礬、キプロス島およびドナウ河口地帯産の小麦などである。これらの産物による北東地中海との交易は、海洋都市国家

10) M. Balard, [1], p. 21.

11) J.-A. Cancellieri, "Corses et Génois: éléments pour une phénoménologie de la colonisation dans la Méditerranée médiévale," *Etat et colonisation au Moyen Age et à la Renaissance*, p. 38. T. O. De Negri, *Storia di Genova*, Milano, 1974, p. 597.

ジェノヴァをささえる大商業の維持にとって必要不可欠のものとなった。そのためジェノヴァ人は、コンスタンティノープルを始め、黒海沿岸のカッファ、エーゲ海に面したフォーケアとキオス島、レスボス島などの居留地を維持しなければならなかった。

キオス島は、こうしたジェノヴァの海上交易の要とも言うべき地理上の位置を占めていた。北へ行けば、コンスタンティノープルへ到達し、さらに黒海沿岸地方へ向かうことができた。南に向かえばシリア、エジプトに達した。対岸の小アジアにはジェノヴァ商人の戦略的商品となる明礬の鉱山が存在した<sup>12)</sup>。キオス島はまさにジェノヴァにとっては、ヴェネツィアにとってのクレタ島のごとき貿易拠点となる条件を備えていた。同時にキオス島は、乳香、ぶどう酒、果物、絹など国際市場での大きな需要が見込まれる商品を生産した。これらの商品の生産によっても大きな利益が見込まれていた。

ジェノヴァ人はキオス島支配に向かって最初の足がかりを得たのは1261年のニムフェオン(Nymphaion)の協約によってである。この協約によって、ジェノヴァはビザンツ帝国からキオス島における居留地、庁舎、教会、コンスル職の設置、ジェノヴァ国民と居留地内の住民のもめ事を裁くための裁判所の設置を認められた。この協約の調印者のなかに、あのファルド・ザッカーリア(Faldo Zaccaria)がいた。ファルドは一族のマヌエル(Manuel)のために明礬鉱山をかかえたフォーケアの封土を獲得することに成功した。マヌエルの死後、この封はベネデット(Benedetto)に受け継がれた。しかし、ビザンツ政府の弱体にともないキオス島とその周辺地域の安全が脅かされた。そのため1304年、ベネデット・ザッカーリアはついに自らの主導でキオス島を占領する。皇帝アンドロニコス(Andronikos)はペルシャやトルコの脅威に対処するのに手いっぱい、

12) ジェノヴァの明礬交易が地中海海運の歴史に与えた革命的影響については、拙稿「中世後期中地中海海運の革新——帆船時代の到来に果たしたジェノヴァ人の役割——」神戸大学・西洋経済史研究室編『ヨーロッパの展開における生活と経済』晃洋書房、1984年。

このジェノヴァ人とは妥協するしかなかった<sup>13)</sup>。

その結果、ベネデット・ザッカーリアはキオス島を十年間領有することが認められた。十年の期間が終了した後は、以前の状態に復するものとされた。ビザンツの主権の象徴として占領期間中も、帝国旗が城壁と砦に掲げられた。ベネデットの死後は、彼の息子、さらに孫が皇帝との協定の更新に成功し、キオス島はザッカーリア家の支配のもとで繁栄を続けた。しかしながら、1328年ビザンツ皇帝の地位を継いだアンドロニコス3世が艦隊を送り、キオス島はビザンツの支配のもとに復帰した<sup>14)</sup>。

一方、ジェノヴァは1430年代から1440年代にかけて、市民軍と反乱軍の争いの渦中にあった。モナコはジェノヴァ亡命者の拠点になっており、その艦隊がジェノヴァを脅かしていた。ジェノヴァ政府は個人所有のガレー船を仕立ててモナコ攻撃に参加するものを募った。その条件は次の通りであった。共和国は、船主にたいして、そのガレー船が受けた損害と損失の全てを補償する。ガレー船の武装が完了するや、年2,000リラにのぼる収入がコンペラの持ち分の形で船主にとって置かれる。陸上兵力に関わる出費は国家によって全て支弁される<sup>15)</sup>。

この提案にたいして最終的に29名の船主（おそらくガレー船を所有する組合の代表者）が応じ、29隻のガレー船がこうして用意された。艦隊の指揮は、船主の一人シモーネ・ヴィニョーゾ（Simone Vignoso）に委ねられた。1346年4月24日艦隊は出港し、任務を果たした。ところがジェノヴァ政府の国庫は艦隊の費用を支弁するのは余りに乏しかった。償還請求権をコンペラ化することもその目的に当てた新たな税金を設けなければならない。それは納税者の不満を引き起こすことになる。そこで新たな遠征が計画された。その目的は東方のジェノ

13) Ph. P. Argenti, *The Occupation of Chios by the Genoese and their Administration of the Island 1346-1566*, Cambridge, 1958, pp. 52-55.

14) *Ibid.*, pp. 55-57.

15) *Ibid.*, pp. 88-89.

ヴァ植民地を防衛することであった。

出港する前に、契約のいくつかの条項が変更された。船主は遠征にともなう全ての損失と費用の補償を受ける。その請求が完全に支払われるまで、船主は遠征によって獲得された領土からあがる収益を手にすることができる。1346年5月3日、艦隊は出港し、その指揮はやはりヴィニョーゾが執った<sup>16)</sup>。

キオス島をジェノヴァ人の手に取り戻したのはこの艦隊である。7月にキオス島に到着したヴィニョーゾの艦隊は、一週間ほどで島をほぼ制圧した。9月には、現地のギリシャ人貴族とヴィニョーゾとの間で条約と降伏文書の調印がなされた。ギリシャ人はジェノヴァ共和国に投降し、砦を明け渡して、ジェノヴァに対して忠誠を誓う。ジェノヴァ共和国は島を統治するためにポデスタを任命する。こうしてキオス島のギリシャ人はジェノヴァの統治のもとに服することとなった。フォーケアについても同様の協定が結ばれ、新、旧のフォーケアに対するジェノヴァの支配が確立した<sup>17)</sup>。さて問題は、この遠征に出資、参加した船主たちとジェノヴァ共和国政府との関係である。

#### マオーナ・ディ・キオの創設

1346年末、キオス島の征服を成し遂げた船主たちはジェノヴァに帰還し、25万リラを共和国政府に請求した。しかし、その請求に即座に応じられる財源を欠いていた政府は、ヴィニョーゾを代表者とする船主との間で、1347年2月26日ひとつの協定を結んだ。

ジェノヴァ国に対する債権者たる船主たちは、上記三つの地域の所有管理権とそこから得られる収益を確保した。この債権は、共和国の他の公債と同じく、公債証書 (*locum* すわなち *luogo*) の形で分割された。この総額20万3千リラにのぼる公債がこの領土からの収益を担保として発行された。政府はいずれ折をみてこの公債を買い戻し、マオーナのメンバーから所有権を取り戻すつも

16) *Ibid.*, pp. 90-91.

17) *Ibid.*, p. 92.

りであった。協定では、共和国は20年以内のいつでもこれらの公債を買い戻す権利を留保した。全ての債務を一時に買い戻す必要はないが、一回について総額の6分の1を下回らないことが必要とされた。全ての公債証書が買い戻され、債務支払が完了するまでは、公債保有者は全ての領土について合法的な所有者であるとされた<sup>18)</sup>。

一方、共和国は裁判権と統治権 (*merum et mixtum imperium et omnimoda jurisdictio*) を保留し、キオス島の城と町および新・旧フォーケアの城とブルグの所有権と領有権を確保した。征服された土地は全て共和国の名と利益のもとに治められるべきものとされた。共和国は、船主たちの同意無しには領土ないしその一部、あるいは裁判権を手放すことはないものとされた。この協定は、法律上の公式文書であって、それによって征服以来続いていた軍事的占領の体制を終わらせ、新しい統治機構の構成と権限を定めたものであった。この協定に基づいて、船主たちは、キオス島と新・旧双方のフォーケアについて、その所有と利用と管理 (*proprietas et dominium utile et directum*) の権利をそこから上がる収益と共に認められた。開発の権利を獲得した投資家たちは、マオーナ・ディ・キオ (*Maona di Chio*) を名乗るようになった<sup>19)</sup>。

キオス島の統治には、ポデスタが任命される。ポデスタは、共和国の利益のためにドージェと共和国評議会によって任命された島における統治代行者であり、裁判長官である<sup>20)</sup>。しかし、その選出過程にはマオーナのメンバーが深く関与している。ポデスタは、マオーナのメンバーによって選ばれた6人の参事、および財務担当官から独立した統治業務を行うことはできなかった。協定によってマオーナのメンバーに認められた全ての領土は、ペラのポデスタやそ

18) *Ibid.*, p. 114. M. Balard, *La Romanie Génoise (XIIe—début du XVe siècle)* Genova, 1978, (以下, M. Balard, [2] と記す), p. 120.

19) Ph. P. Argenti, *op. cit.*, p. 107-110.

20) F. Fernández-Armesto, *Before Columbus: Exploration and Colonization from the Mediterranean to the Atlantic, 1229-1492*, Basingstock, 1987, p. 103. Ph. P. Argenti, *op. cit.* p. 113.

他のジェノヴァの官吏の統治や裁判のもとにはおかれなかった<sup>21)</sup>。フォーケアのポデスタはキオスのポデスタによって任命された。いずれにせよ、マオーナを代表する現地有力居留民の手に権力は帰属していった。現地の統治と防衛に責任を負っていたからである<sup>22)</sup>。

一方、出資者たちによって任命される職員は、乳香の栽培、採集、貯蔵、輸送といった任務を遂行する上で完全な権威を有していた。彼らは、ポデスタその他のジェノヴァ共和国の官吏の統制からは自由であった。こうしてマオーナはジェノヴァ共和国と負担と管理責任を分け合うことはなかった。島の全ての資源を自由にすることができるようになったマオーナは、富の源泉である乳香と明礬の独占を果たしたのである。

マオーナ・ディ・キオの指導者シモーネ・ヴィニョーゾは1348年の島からあがる収益の管理者であった。彼はその徴収と配分に責任を有しており、収税官 (*procuratore*) として広大な力をふるっていた。彼の引退の後、キオス島とフォーケアの収入はもはやマオーナ・ディ・キオの手を離れ、新しい組織に移った。

---

21) ジェノヴァの海外における植民地や居留地、海外商館には母国の政治体制に倣って、コンスルないしポデスタが指名されて統治にあたった。例えば、カッフアでは、ポデスタは駐在せず、統治はコンスルに査ねられた。そして1年の任期で本国により指名された。コンスルのもとに副官 (*vivario*)、二人の書記官 (*cancellieri*)、二人の財務官 (*massarii*) が置かれていた。Ph. P. Argenti, *op. cit.*, p. 82. フランドルにおけるジェノヴァ人居留地でも、コンスルがジェノヴァ人集団 (*nazioni*) を統治した。J. A. van Houtte, "Mercanti, imprenditori e banchieri italiani nelle Fiandre," *Aspetti della vita economica medievale* (Atti del convegno 1984), Firenze, 1985, p. 156.

22) ビザンツ帝国の首都コンスタンティノーブルにあるペラの居留地の統治責任を負うポデスタは、*podestas lanuensium in impero Romaniae* (ローマニア領におけるジェノヴァのポデスタ) の称号のもと、ジェノヴァ政府を代表して黒海府方や小アジアのコンスルに優越する地位を与えられ、外交代表の職能を有していた。G. Astuti, "Le colonie Genovesi del Mar Nero e i loro ordinamenti giuridici," *Studi in Memoria di Federigo Melis*, Firenze, 1978, pp.320-321. キオス島とフォーケアが、ペラのポデスタの統治を受けず、独自のポデスタを置くことを認められたことは、この地の特殊な地位と権益を示すものである。

この新しい組織は1450年マオーナ・ヌオヴァ・ディ・キオ (maona nuova di chio) となり、ここに新・旧のマオーナが並列することになった<sup>23)</sup>。

マオーナからの債務を返済して、本国政府の手に植民事業の管轄権をとりもどそうとする計画は挫折し、1362年新しい協定が政府とマオーナの間で成立した。それによって、島の行政権は完全にマオーナの手ゆだねられた。マオーナは1373年ついで1391年に改組され、資本が30の部分に分割された<sup>24)</sup>。こうして、マオーナ・ディ・キオは完全に私的な組合となった。組合はキオス島に設けられた理事会と総支配人によって管理運営された。まさにキオス島は、Heers も言う如く「大商業のために商人によって開発された地中海の島の典型」となった<sup>25)</sup>。

マオーナ・ディ・キオに続いて、同じ東地中海に位置するキプロス島についても同様のマオーナが結成されている。ヴェネツィアとの主導権争いから生じた流血を契機として、1373年ジェノヴァ共和国とマオーナに集合した私人によって艦隊が派遣された。指揮を執った提督はドージェ、ドメニコ・フレゴーズ (Domenico Fregoso) の弟ピエロ (Piero) であった。遠征隊はたちまち主要港ファマグスタ (Famagusta) を制圧した。1374年10月21日の条約によって、ジェノヴァはキプロス王に過酷な要求を飲ませた。12月1日までに90,000フローリンを提督に支払うこと、戦争賠償金として毎年40,000フローリンを支払うこと、マオーナに対し2,012,400フローリンを12週間で支払うこと、この支払保証としてファマグスタの支配権をジェノヴァに譲り渡すことなどが取り決められた。

1482年には、王国の歳入と王の債務の総額を確認するために、マオーナとキ

23) Ph. P. Argenti, *op. cit.*, p. 123.

24) M. Balard, [1], p. 20.

25) J. Heers, "Origines et structures des compagnies coloniales génoises (XIIIe-XVe siècle)," M. Balard (dir.), *Etat et colonisation au Moyen Age et à la Renaissance*, Lyon, 1989, p. 391.

プロス王の双方の代表で構成される委員会が設立された。裁定はこの結果、王のマオーナに対する債務は、952,000フローリンとされ、毎年4回払いで50,000を支払うものとされた。マオーナのファマグースタに対する領有権は一段と強化された。その後キプロス側の抵抗が高まるにつれて、1403年新たな軍事遠征が遂行され、それについては新たなマオーナが結成された<sup>26)</sup>。

### マオーナと植民事業

12世紀以降ジェノヴァ共和国は、きわめて緊急を要する出費のために市民に自発的な融資を募った。融資に応じた市民は、国家の歳入となる間接税の一部を融資した期間権利として買うことになる。期間が終了した後、国家は債務の全てを払い戻す。そうして市民は、都市国家当局に対して優位に立つ目的で融資者組合を結成した。こうした団体は、前払いした金額の見返りに、本来国家に帰すべき租税、各種間接税、税関からの収入を受け取った。1149年共和国は度量衡税を売った。同様に入港税、通行税、塩税などの間接税が売り出される。団体は自らのリスクにおいて歳入の管理を肩代わりし、こうした公債はコンペラ（買ったものを意味する）と呼ばれた。コンペラは、100リラ単位の公債証書（locum すなわち luogo）の形に分割され取引の対象となった。またコンペラを購入した私的団体もまたコンペラと呼ばれた<sup>27)</sup>。

このようにジェノヴァでは、国家主権の重要な柱である徴税権の一部を担保にいて当面の財政危機を乗り切る手段が一般化していた。しかし、軍事的遠征と新しい植民地の統治に必要なとされたのは、単にコンペラのシステムの再編成と拡張にとどまらず、新しい組織の形成であった。すなわち、マオーナの創設である。

マオーナはコンペラに源を発しているが、しかし全く同じではなかった。そ

26) C. Otten, "Les institutions génoises et les affaires de Chypre," *Etat et colonisation au Moyen Age et à la Renaissance*, pp. 167-168.

27) *Ibid.*, p. 177. Ph. P. Argenti, *op. cit.*, p. 177.

の違いは、コンペラが有事の際に募集され、特定の税収源に担保権を行使するのに対し、マオーナでは征服された全ての領土が引き渡される。さらにマオーナ・ディ・キオに見られるように国家に代わって統治行為が私的団体に委ねられたということに特徴がある。こうした意味で、マオーナは単なる融資者組合ではなくて、きわめて政治的性格を有した団体であった<sup>28)</sup>。

端的に言うとは、マオーナのシステムとは、国家がその機能を十分に果たし得ない状況のなかで、国家の機能の一部を商人—船主からなる私的団体に公的文書でもって委託することであった<sup>29)</sup>。マオーナが活動していた環境は、イギリスやオランダやフランスの特権カンパニーが繁栄を享受していた環境とは大きく隔たったものであったが、国家の機能を船主たちの私的カンパニーに文書をもって委託したことに示されるマオーナの持つこうした特徴が、北西ヨーロッパ諸国において植民活動のために結成されたカンパニーにきわめて類似していることから、マオーナは植民会社の先駆者としてしばしば言及されることになる<sup>30)</sup>。マオーナとしての認可は、個人に対してではなく、出資者全体で構成される団体に対して与えられたものであること。メンバーが、普段は個人として他のメンバーの利益を犯さない範囲で事業活動を行ったことも、北西ヨーロッパで後に誕生した特権カンパニーの初期の形態にきわめて類似している。

持ち分の譲渡性故に、参加者の数と構成がしばしば変わる内部組織の柔軟さをもつ一方で、婚姻関係によって参加者同士が結びつきを強める傾向もまた存在した。マオーナ・ディ・キオにあっても、それに参加した者は、やがて共通

28) M. Balard, [1],

29) T. O. De Negri, *op. cit.*, p. 597. 国家機能を部分的に放棄して私的団体に付託してしまうことは、後にカーサ・ディ・サン・ジョルジョにおいてより大きな程度で実現された。*Ibid.*, p. 600.

30) このことから、Argenti や Pistarino のようにイギリス東インド・カンパニーの先駆者とみなす見解が生まれる。Ph. P. Argenti, *op. cit.*, p. 117. G. Pistarino, "Chio dei Genovesi," *Studi Medievali* 10, 1969, p. 35.

の姓を名乗り、形の上では家族を装うようになった。家族の基礎の上にならば事業活動を行うのは、地中海地方の伝統であったが、ジェノヴァでは、家族の枠を越えて、地縁的な結びつきもまた重要性を増していた。

ジェノヴァでは、貴族の系族集団に由来するアルベルゴとよばれる門閥集団組織が存在していたが、14世紀にはすでに、系族的な結びつきは擬制的なものとなり、アルベルゴはむしろ、隣人と連合体を作って権益の獲得・保全に努めようとする地縁的集団に姿を変えていた。14世紀に相次いで結成される平民のアルベルゴは、そういった性格のものであった。アルベルゴを構成する家族の結束は、同じ区画内で互いに密接した家屋に居住するという隣人関係によって強化されていた。アルベルゴは都市の内部に排他的な区画を領有し、他のアルベルゴと競いあっていた。その区画内に独自の集会所 (loggia) を持ち、そこで取引も気晴しも行った。アルベルゴへの所属の形態は、あくまで個人を単位としていた。家長が家族全員を引き連れて参加することはなかった。アルベルゴは数十の家族が結集し、また一大家族がいくつかのアルベルゴに分散して参加した<sup>31)</sup>。

キオス島を支配していたジェノヴァ人が造り上げたアルベルゴ「ジュスティニアニ」は、この新しい型の典型である。それに参加した平民の大部分、デ・バンキ家 (De Banchi)、ロンゴ家 (Longo)、オリビエーロ家 (Oliviero)、フォート家 (Foneto)、ロクネッロ家 (Locnello)、アランゴ家 (Alanngo) などはマオーコ・ディ・キオのメンバーであり、かれらは自らの姓を捨て、新しいジュスティニアニを名乗った。こうして1362年アルベルゴ「ジュスティニアニ」が生まれた<sup>32)</sup>。本国におけるアルベルゴと同じく、キオス島においてもアルベルゴのメンバーは全員が狭い空間に集まって居住し、そのなかで行政と事業活動が混在していた。このようにマオーナの権益の確保は、アルベルゴへの結集によって補強された。

31) 拙稿「中世末期ジェノヴァにおける『アルベルゴ』の生成」408-409頁。

32) M. Balard, [1], p. 24.

\*

始めに指摘したように、イベリア半島諸国の初期の大西洋植民をリードしたのはジェノヴァ人であった。カナリア諸島やマデイラ諸島への植民活動を主導したのはジェノヴァ人であり、ジェノヴァ人による東地中海の諸島に対する植民活動の経験がそれに大きく貢献した。しかしながら、西方への植民活動に関しては、このような大カンパニーが前面にでてこない。それは親族であれ、隣人であれ小集団によって遂行される。それは何故であろうか。

ジェノヴァ共和国は、ヴェネツィアと異なり、首尾一貫した植民地政策は持ち合わせていなかった<sup>33)</sup>。ジェノヴァの場合、ヴェネツィアと異なり、共和国の政策として植民活動が行われたのではない。破格の利潤を求めた個人の冒険的行為として遂行された。また、海外のジェノヴァ人社会に公権力を恒常的に行使しうるだけの財政的基盤も持ち合わせていなかった。そのような状況のなかで、マオーナは、国家の政治的責任無しに新たな植民地を開拓しようとするために生まれた組織であると言える。当初、私人または私人のグループによって企画され実行された征服が、後に公の植民地になることによって、船主や商人たちは、かれらの私的利益を同国人集団や共和国の一般的利益と一致させることができた。

ジェノヴァの植民活動の特徴は、国家による中央管理システムを欠いていたことにある。利害を共にする個人相互の連帯に多くを依存していた。国家の利益を重視せず、自己およびその家族の利益を重視するなかで、進出していった地域の主権者の支配に甘ずぐることを厭わなかったのである。イベリア半島に

33) ジェノヴァ共和国は、各植民地を直接統治するための恒常的機関を持つことはほとんどなかった。しかし、海上交易の秩序と安全を維持するための機関はもちろん備えていた。例えば、元々ガザリア地方(黒海沿岸地方)との交易を統制する目的で設置されたガザリア局(Offitium Gazaria)は、やがて共和国の海上交易全般を管轄するようになった。港と船における警察機能、船舶の建造、武装、饘装、船員の募集、待遇、船上での規律についてなど船と航海に関して統括する役割を担った。G. Astuti, *op. cit.*, p. 313-314.

は、政治的・軍事的に強力な主権国家が成立していた。そのような環境のなかでは、ジェノヴァ人は統治権を有した植民地の建設を目指さなかった。ジェノヴァ人は、費用がかかるばかりで実効性のない戦争よりも、できる限り外交交渉で自己防衛を図りながら、居留地の安全と存続を果たした。ジェノヴァ人は「帝国」の建設をめざさなかった。その基本は、ジェノヴァ国家ではなくジェノヴァ人に富をもたらす商業活動を維持することであった。

マオーナの活動が顕著であった地域は、キオス島やキプロス島のようにビザンツ帝国の主権が形骸化し、ジェノヴァ人居留地の安全と権益保全のために、軍事力の行使を必要としたところであった。ジェノヴァは大規模に利用できる土地は領有していなかった。キオス島においてもなお大部分の土地は現地のギリシャ人の手中にあった。キプロス島でマオーナが支配していたのは主要港だけであった。

ジェノヴァ人の強みはむしろ、統治権に執着しないその柔軟性にあった。定住した社会にとけ込み、現地の政治支配が安定している限り、そのもとに服することを厭わなかった。一方、ジェノヴァ人社会は外国人に対して解放的であった。外国人を事業のパートナーとすることにも躊躇しなかった<sup>34)</sup>。

ジェノヴァの成功はその国際性にあったとも言える。今は亡きヴェネツィア史家 Lane は「威力行使型企業活動 (force-using enterprise)」と「平和的企業活動 (peaceful business enterprise)」すなわち「利益追求型企業活動 (profit-seeking enterprise)」に必要とされる能力と知識とは全く別種のものであると主張し、したがって、「行政政府からのビジネスの分離」を「分業による富の増加の大きな一歩」と理解した<sup>35)</sup>。この理解は、むしろヴェネツィアにおける展開をふまえたものであったが、この観点から見ても、ジェノヴァ人が示した行動様式は、つねに企業活動に新たな形態を生み出すのにきわめて熱心であった経済合

34) 拙稿「中世ジェノヴァ商人の心性について」『関西大学商学論集』第32巻第1号、57-66頁参照。

理主義的傾向を示している<sup>35)</sup>。マオーナは、当時の慣習からみると異質のものではあったが、ジェノヴァの置かれた環境のなかではきわめて効率的な組織として機能したのである。

〔なお本稿は、1990年度学部共同研究費による成果の一部である〕

---

35) F. C. Lane, *Venice, a maritime republic*, Baltimore, 1973.